

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第18章（略） 附則 （準用） 第208条（略）	目次 第1章～第18章（略） <u>第19章 雑則（第209条）</u> 附則 （準用） 第208条（略） 第19章 雑則 <u>（電磁的記録等）</u> 第209条 <u>指定障害福祉サービス事業者及びその</u> <u>従業者は、作成、保存その他これらに類する</u> <u>もののうち、この規則の規定において書面</u> <u>（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副</u> <u>本、複本その他文字、図形等人の知覚によっ</u> <u>て認識することができる情報が記載された紙</u> <u>その他の有体物をいう。以下この条において</u> <u>同じ。）で行うことが規定されている又は想定</u> <u>されるもの（第9条第1項（第42条第1項及</u> <u>び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第</u> <u>2項、第93条、第93条の5、第121条、第147</u> <u>条、第147条の4、第157条、第157条の4、第</u> <u>170条、第183条、第188条、第192条、第192条</u> <u>の12、第192条の20並びに第208条第1項にお</u> <u>いて準用する場合を含む。）、第13条（第42条</u>

第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20、第199条、第199条の11、第199条の22並びに第208条第1項において準用する場合を含む。）、第52条第1項、第102条第1項（第108条の4において準用する場合を含む。）、第196条の3第1項（第199条の11及び第199条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第2条 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（関係機関との連携）	（関係機関との連携）

第15条 (略)

第15条 (略)

(電磁的記録)

第16条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
	<u>第3章 雑則(第60条)</u>
附則	附則
(記録の整備)	(記録の整備)
第59条 (略)	第59条 (略)
	<u>第3章 雑則</u>
	<u>(電磁的記録等)</u>
	<u>第60条</u> 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で

	<p><u>行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項、第14条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第4条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第9章 （略） 附則 （設備の特例） 第89条 （略）	目次 第1章～第9章 （略） <u>第10章 雑則（第90条）</u> 附則 （設備の特例） 第89条 （略） <u>第10章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u> <u>第90条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、</u>

書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第5条 地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待の防止) 第20条 (略)</p>	<p>(虐待の防止) 第20条 (略) <u>(電磁的記録等)</u> 第21条 <u>地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本</u></p>

その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（福祉ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第6条 福祉ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(虐待の防止) 第18条 (略)	(虐待の防止) 第18条 (略) <u>(電磁的記録等)</u> 第19条 <u>福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい</u>

う。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第7条 障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章（略） 附則 （虐待の防止） 第45条（略）	目次 第1章・第2章（略） <u>第3章 雑則（第46条）</u> 附則 （虐待の防止） 第45条（略） <u>第3章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u> <u>第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、</u>

文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第8条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第14章（略） 附則 （支援を行うに当たって遵守すべき事項） 第107条（略）	目次 第1章～第14章（略） <u>第15章 雑則（第108条）</u> 附則 （支援を行うに当たって遵守すべき事項） 第107条（略） <u>第15章 雑則</u>

	<p>(電磁的記録)</p> <p><u>第108条</u> 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第9条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第7章（略） 附則 （利用定員に関する特例） 第90条（略）	目次 第1章～第7章（略） <u>第8章 雑則（第91条）</u> 附則 （利用定員に関する特例） 第90条（略） <u>第8章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u> <u>第91条</u> 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定

	<p>されるもの（第12条第1項（第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）、第16条（第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第10条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章 （略） 附則 （準用）	目次 第1章～第3章 （略） <u>第4章 雑則（第57条）</u> 附則 （準用）

第56条 (略)

第56条 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第57条 指定障害児入所施設等及びその従業者

は、作成、保存その他これらに類するもの
うち、この規則の規定において書面（書面、
書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本
その他文字、図形等人の知覚によって認識す
ることができる情報が記載された紙その他の
有体物をいう。以下この条において同じ。）で
行うことが規定されている又は想定されるも
の（第9条（第56条において準用する場合を
含む。）、第13条第1項（第56条において準用
する場合を含む。）及び次項に規定するものを
除く。）については、書面に代えて、当該書面
に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することがで
きない方式で作られる記録であって、電子計
算機による情報処理の用に供されるものをい
う。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、
交付、説明、同意その他これらに類するもの
（以下「交付等」という。）のうち、この規則
の規定において書面で行うことが規定されて
いる又は想定されるものについては、当該交
付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相
手方が障害児又は入所給付決定保護者である
場合には当該障害児又は当該入所給付決定保
護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切
な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法
（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚に
よって認識することができない方法をいう。）
によることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。